

社会福祉法人小高坂更生センター役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小高坂更生センター（以下「法人」という。）定款第21条の規定に基づき、役員（理事、監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事長及び常務理事とする。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職記念品料であって、その名称は問わない

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 常勤役員

ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。

ただし、報酬等を辞退する者については、支給しないことができる。

(3) 常勤役員及び非常勤役員等が職務のために出張した時は、「役職員等旅費規程」に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職記念品料については、別表4に定める額
- (4) その他の手当については、職員給与規程に定める額

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第5条 第3条第3号に規定する非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、理事会、評議員会、その他に会議、研修会等への出席、監事による監査の実施、入札等の立会等に従事したときは、別表3に定める額。
- (2) 退職記念品料については、別表4に定める額

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支払いの時期は、職員給与規程に準じて支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営ための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに理事長等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、日割り計算をして支給する。

4 前項にかかわらず、死亡退任の場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

この規程の制定に伴い、昭和61年4月1日から実施し、平成27年4月1日に最終変更した社会福祉法人更生センター「役員及び評議員の費用弁償等に関する規程」は、廃止する。

附則

この規程は平成29年4月1日から実施する。

別表 1

理事長	月額 223,200 円
-----	--------------

別表 2

理事長	賞与 報酬月額×4.05 月分
-----	-----------------

*支給月数は、県人事委員会勧告に基づく、給与規程の改定がある。

別表 3

理事、評議員、監事	日額 7,000 円
-----------	------------

別表 4

在任年数	4 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
退職記念品料	30,000 円	60,000 円	90,000 円	120,000 円	150,000 円	180,000 円